

キャッシュレス決済の導入に係る業務仕様書

利用者の利便性の向上のため、指定事業における使用料の徴収においてキャッシュレス決済を利用できるよう導入すること

1 導入する施設

河内総合運動公園

下田原運動場

2 仕様

- (1) キャッシュレス決済機器を1台設置すること
- (2) 決済代行者との契約は、指定管理者が行うこと
- (3) 決済代行事業者については、施設所管課と指定管理者が協議し、決済代行者を選定する。
- (4) 以下の決済手段は確実に使用可能とすること
 - ア 電子マネー決済
 - ※ 地域連携ＩＣカード「t o t r a」（交通系ＩＣカード）に対応すること
 - イ クレジットカード決済
 - ウ ＱＲコード決済
- (5) 品目別・科目別・決済手段別の決済データの抽出と、それらのクロス集計が可能であること。
- (6) キャッシュレス決済のサービス利用開始は、令和８年４月１日を予定とする。
- (7) 導入するキャッシュレス機器等については、指定期間の終了時に市の備品とする。